ＴＰＰと郵政事業

米国の最大の狙いは
１４９１兆円の個人金融資産と
ゆう貯・かんぽ資金２６７兆円

郵政産業労働組合

2012年2月

TTP と郵政事業

一、年次改革要望書を中心とした規制緩和要求

1、最初の「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく要望書」（年次改革要望書）が作成されたのは 2001 年（平成 13 年）です。

以来、米国は 2008 年まで年次改革要望書を日本政府に提出し、通倍、情報技術（IT）、医療機器・医薬品、金融サービス、競争政策、商法および司法制度改革などを求めてきました。

米国の要望が実現した例として、建築基準法の改正、独占禁止法の強化、労働者派遣法改正、郵政民営化などが挙げられます。

2、郵政事業の「民営・分社化」以降も更なる規制緩和を求める米国

2007 年の「要望書」では、すでに「民営・分社化」されている日本郵政に対して、①銀行、保険、エクスプレス便市場で、日本郵政株式会社およびその子会社（日本郵政グループ各社）と民間の競争相手との間に対等な競争条件が整備されることが不可欠である、②対等な競争条件一貯金と保険：新しい郵政金融機関が納税、規制、法的義務を満たし、民間企業と同じ監督基準が適用されることを確保する、③郵政金融機関が政府とのつながりを積極的に活用することにより、新たな優位性を確立しないように担保する、④競争条件と新商品：郵政金融機関に対して新たな貸付業務、新規または変更された郵便保険商品の引き受け、元金無保証型投資商品の元売りを認可する前に、日本の銀行および保険分野において対等な競争条件を確立する、⑤公平な競争条件－エクスプレス便：EMS に対しての「申告納税」方式の適用など、両様の業務に関して民間エクスプレス貨物輸送会社に適用されているものと同じ通関手続きを、日本郵便が取り扱う品目にも適用する、⑥競争力のあるサービスとそうでないサービスの関係を十分に開示して、相互補助がなされないようにする、⑦透明性：日本郵政公社改革の実施過程において、利害関係者に意見表明や意見交換の有意義な機会を与えるなど、高い透明性を確保する。改革が市掛こもたらす影響について定期的に点検し、すべての利害関係者から意見を求める‥等を要求しています。

2008 年 10 月 15 日の「要望書」でも、同様の要求が出されています。

二、「年次改革要望書」にかわる新たな攻撃

1、「年次改革要望書」に基づき、日本政府・官僚は、日本のあらゆる産業や市場を米国に売り渡してきましたが、2009 年鳩山内閣は「日米規制改革委員会」を廃止しました。

この結果、米国は「年次改革要望書」が出せなくなりました。

2、「年次改革要望書」にかわる「日米経済協調対話」

米国は、2011 年に「新日米経済調和対話」という形で、新しい機会を創造し、新しい事業および取引を促進することを求めています。

日本郵政に関しては、①保険業・銀行業における平等な競争条件として、活気ある競争を市場にもたらすことにより顧客選択を拡大するべくー、日本郵政に与えられた競争上の優位

性を完全撤廃し、業者すべてが平等な規制適用・施行を受けるようにすることにより、日本の WTO 義務に則り、対等な保険サービスおよび銀行サービスの競争条件を確立する、②日本郵政改革については、競争条件に影響するような日本郵政に関する施策への変更を日本国政府および政府諮問機関が策定および導入するにあたり、判事関係者に対する情報提供の面で、十分な透明性を確保し、意義ある機会を提供する。改革可能性を検討するにあたっては、長期にわたる平等な競争条件に対する懸念に向き合い、日本郵政に今以上の競争上の優位性を与えないようにする、③日本郵政グループ金融機関の事業範囲については、かんぽ生命、ゆうちょ銀行の事業運営範囲拡大を許認する前に、日本郵政と民間の金融機関間に対等な競争条件が確立されていることを担保する、④国際速配便における平等な競争条件については、日本郵政サービスにも他の国際速配便業者と同様の税関手続きや競争力のあるサービスを提供するためのコストを適用し、また、日本郵政サービスの国際スピード便（EMS）の収益助成を防ぐ措置を講じることにより、国際速配便部門における効率的な競争および平等な競争条件を促進する、等を求めています。

3、「2011 年外国貿易障壁報告書」
米国通商代表部は 2011 年 3 月 30 日「2011 年外国貿易障壁報告書」を公表しました
日本郵政に関する記述は以下のとおりです。
（1）日本郵政
　米国は、日本郵政を民営化すべきかについては中立である。しかし、日本郵政グループの金融機関やネットワーク会社の改革が日本の金融市場における競争に深刻な影響を及ぼしかねないことから、米国政府は日本政府の郵政改革の取組を注意深くモニターし続けるとともに、日本政府に、日本郵政各社と民間の銀行、保険、急送便事業者との間で対等な競争条件が確保されるた糾こ必要なすべての措置とることを求めていく。
急送便の分野について、凍国政府は日本郵便（郵便事業株式会社）と国際急送便事業者との間の不公平な競争条件に引き続き懸念を有している。米国政府は、日本郵便が他の国際急送便事業者と同様の通関手続・費用を求められること、独占的な郵便事業の収入による日本郵便の国際急送便への補助を防止すること等により、日本が公平な競争を進めていくよう呼びかける。
　米国政府はまた、日本が郵政改革を検討するに際し、透明性と情報開示の重要性を引き続き強調する。その結果として、米国政府は意思決定が行われる前に、関心を有する者が関連の政府当局や諮問委員会等に意見を述べ得るパブリックコメントの手続きと機会の十分かつ意味ある活用を行うことを含め、郵政改革のプロセスが十分に透明であることを確保するよう求め続けてきた。タイムリーかつ正確な会計報告や関連文書の開示は、引き続き会議の議題、議事録及びその他の関連文書を公開していくことと同様に郵政改革のプロセスにおいて重要な機能を果たす。

（2）保険（かんぽ生命）
①日本郵政グループの金融機関と民間企業に対する同等の監督
②日本郵政グループの会社に保険業法のアームズ・レングス・ルールとの整合性を厳守させることや適切な会計文書の公開を含め、日本郵政内の事業や関連会社間の相互補助を防止す

るための適切な措置をとること及び
③郵便局会社が、そのネットワークに関して、他の民間保険会社に如して、日本郵政グループの会社と同等のアクセスを与えるとともに、民間会社の商品を透明性を持って、差別なく選択し提供することを確保すること。

米国政府は、対等な競争条件が確立される前に、日本郵政グループの金融機関の業務範囲拡大を日本政府が認めないよう、引き続き求めています。米国政府は、かんぽ生命に対する制限を緩め、保険加入限度額を 1300 万円から 2500 万円へ引き上げるとの 2010 年 3 月の閣僚提青に懸念を表明し、日本政府に対し、日本の WTO の義務と整合的に、公平な競争条件にかかる長年の懸念に十分に対応すること、米国企業からの意味のあるコメント機会を与えることを含め、政策立案プロセスに十分な透明性を確保することを求めています。

三、TPP と郵政事業

米通商代表部は「TPP 参加交渉の目的は、過去の自由貿易協定（FTA）のモデルの上に米国の価値と優先事項を反映した新しい要素を組み込むことだ」と公言し、日本経団連は昨年 6 月、APEC への要望書で TPP 参加を政府に迫り、アジア・太平洋地域で大企業の活動を自由化するた桝こ「国境措置、国内措置を問わず、聖域を設けることなく、制度・ルールを大胆に見直す必要がある」と主張。「ヒト、モノ、資本、サービス」が国境を越えて行き来できるようにすることを要求しました。

内閣官房の資料によると、TPP に含まれることが予想される分野として、物品貿易、原産地規則、貿易円滑化、植物検疫、貿易救済措置、政府調達、知的財産権、競争政策、投資、サービス貿易、環境、労働、紛争解決などをあげ、24 の作業部会が設けられています。金融サービスもこの中に含まれています。

180 通常国会で継続審議となっている「郵政改革法案」は、米国の要求と相反する法案です。法案は、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の完全民営化方針（2017 年に株式売却）を見直し、政府の間接的な出資（三分の一超）を維持し、成立後はゆうちょ銀行の預け入れ限度額やかんぽ生命の加入限度額を引き上げる方針となっています。
かし、米国は、競争条件が対等にならない限り事業拡大には反対しています。特にかんぽ生命に関しては、郵便局で民間保険商品も同等に販売することを要求しています。米国の主張通りになれば、さらに一層、かんぽ生命の販売が落ちこむことになります。

1、米国の最大の狙いは 1491 兆円の個人金融資産

2011 年 6 月末の個人金融資産残高は、1491 兆円で株式などの有価証券に占める割合が 11．9％であるのに対し、現金・預貯金は 55．6％と現行統計開始以来の最高を更新しました。ところが米国の個人金融資産残高の預貯金に占める割合は 14．3％（有価証券 53．5％）しかありません。

米国の狙いは、日本の金融市場の自由化を推進し、日本の金融・経済をアメリカに一層従属させると同時に、アメリカ金融資本のビジネス拡大を通じて、日本の個人金融資産の構成をアメリカ型に変えることにあります。

日米家計部門の金融資産の内訳

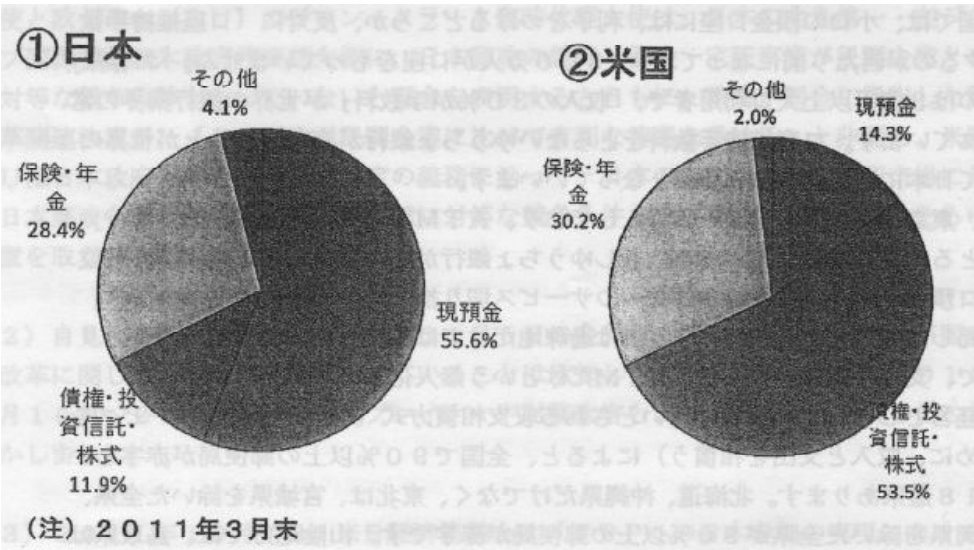

米国は 2007 年の「郵政民営化」以降も、ゆうちょ銀行、かんぼ生命保険会社には「日本政府が１００％出資という暗黙の政府保証があり、民間と公平な競争条件が確保されていない」と一貫して批判してきました。

ゆうちょ銀行の預金残高は１７４兆 8，784 億（11 年 9 月）、かんぼ生命の保険契約準備金は 92 兆 8178 億円（１１年３月末）。ゆうちょ・かんぼ資金は２６７兆６９６２億円となっているが、ＴＰＰ参加ともなれば、郵政の完全民営化（株式売却）を要求してくるのは明白で、51 ％の株式を取得すれば２６７兆円のお金が自由に使える事になります。

例えば、現在ゆうちょ資金の７４％、かんぼ資金の約 70 ％を日本の国債で運用しています。

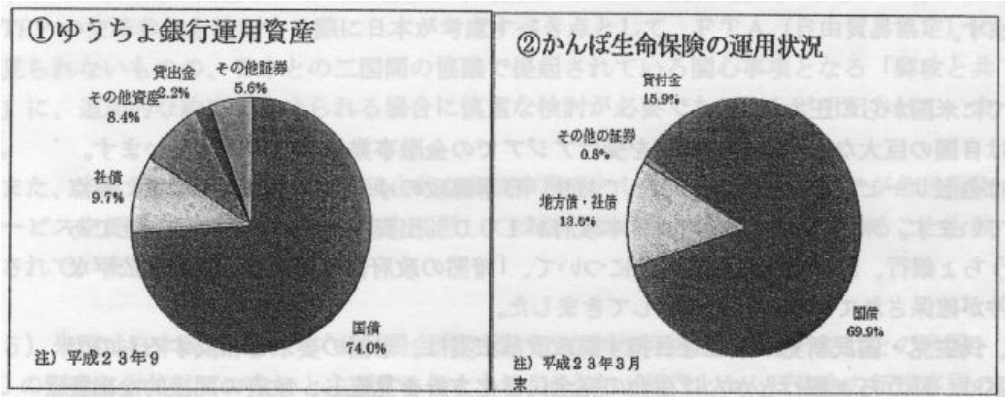

この資金を、米国債など運用利回りの有利な外債に変更させることが可能となります。

郵便貯金はこ 1000 万円以下の小口預金だけを対象に、零細な国民の貯蓄をまもることを目的とした公的な事業で、銀行経営にとって、このような小口預金は、コストがかかる「重荷」となっており、銀行に預金口座を置いておくだけで手数料をとるという「口座維持手数料」の本格的導入もねらっています。こうしたサービスの切り捨てをやるには、「国民の零細な貯蓄をまもる」ことを大義名分とする郵貯が邪魔になる、ということです。

すでに米国では、小口の預金口座には、利子をつけるどころか、反対に「口座維持手数料」

を徴収するのが当たり前になっており、300 万人が口座をもっていません。「お客様」と呼ばれるのは 3 億円以上大口利用者で、「収入の 30 %が手数料」が世界の銀行業界の常識だといわれています。口座維持手数料をとらないゆうちょ銀行が存在することが世界の銀行にとって日本に進出できない要因となっていいます。

日本でも、東京三菱銀行などが一部導入しており、ATM などで「時間外」や「他行の手数料をとるのが一般化しています。もしゆうちょ銀行が完全民営化となれば儲け本位となり、小口預金、国民大多数の預貯金へのサービス切り捨てがすすむことになります。近所に郵便局しか金融機関がないという所は過疎地だけではありませんとくに、銀行のリストラの中で、支店の閉鎖が相次ぎ、ATM だけという無人化もすすんでいます。

郵便局の経営として、より実態に近いとされる収支相償方式（ユニバーサルサービスを提供するために、収入と支出を相償う）によると、全国で 90 %以上の郵便局が赤字という道県が、18 道県あります。北海道、沖縄県だけでなく、東北は、宮城県を除いた全県、九州は、福岡県を除いた全県が 90 %以上の郵便局が赤字です。山陰地方では、鳥取県はすべての郵便局が赤字で、島根県はわずか 4 局しか黒字の郵便局はないという実体です。山口もあわせて、全県が 90 %以上の赤字となっています。

2011 年 10 月末現在、24500 ある郵便局のうち特定局が 18900、簡易局が 4000 ありますが、完全民営化により、収益中心の事業運営になり、貯金銀行が、もうからない地域から撤退したらどうなるでしょうか。そこで生活している住民・商店・中小業者は、お金の出し入れから送金、公共料金の払込、年金の引き落としまで、金融機関がある大きな町までいかなければ日常生活が送れないことになります。

簡易郵便局は、約 24500 の郵便局ネットワークの 18 %を占め、その 46 %は過疎地に存在しています。簡易郵便局は、銀行や農協・漁協などがない過疎地の町や村の最前線で、生活に欠くことのできない貯金や保険サービスを提供する金融窓口として重要な役割を担っています。

2、すでに米国からの圧力が！

米国は自国の巨大な金融業界の要望を受けアジアでの金融事業拡大をめざしています。TPP は金融サービス分野も対象となっており、日本郵政のゆうちょ・かんぼ事業に焦点をあてています。米国はかねてから、日本政府が 100 %出資する日本郵政の子会社である、ゆうちょ銀行、かんぼ生命保険会社について、「暗黙の政府保証があり、民間と公平な競争条件が確保されていない」と批判してきました。

在、民主党・国民新党が成立を目指す郵政改革法案は、米国の要求と相反するもので

す。法案は、ゆうちょ銀行とかんぼ生命の完全民営化方針を見直し、政府の間接的な出資を維持するだけでなく、ゆうちょ銀行の預け入れ限度額やかんぼ生命の加入限度額を引き上げる方針となっています。これに対し、米国は、競争条件が対等にならない限り事業拡大には反対を表明しています∴とりわけ、かんぼ生命に関しては、郵便局で民間保険商品も同等に販売することを要求しています。店舗数が少ない外資系保険会社にとって窓販強化は業務拡大に必須の条件となっています。

（1）2010 年 5 月 21 日ジュネーブで米国のマイケル・パンク世界貿易機関（WTO）大使と

欧州連合（EU）のジョン・ク．ラーク臨時代理大使は、日本の北島借ー・在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使に、日本郵政の銀行・保険・宅配事業が民間企業との間で対等な競争条件となっていないと懸念を表明するとともに、政府が国会に提出した郵政改革関連法案が、「日本郵政が民間企業に比べて有利な待遇を受ける」と非難し、米国と EU は日本政府に対し、WTO 協定の義務に沿って、日本の銀行、保険、宅配市掛こおいて日本郵政各社と民間競合企業との間に対等な競争条件を確立するた桝こ必要なあらゆる措置を取るよう求めました。

（2）自見庄三郎金融相は 2010 年 11 月 5 日の会見で「TPP に当って、わが国の郵政改革に関して、米国が関心を有していること疲承知している」とした上で、2010 年 8 月 16 日～ 21 日の訪米の際、プレイナード財務次官と、この件で意見交換したことを明かしました。

（3）2011 年 10 月 7 日、米日経済協議会は「TPP への日本参加の実現に向けて」と題する自書を発衷しました。この中で、日本の TPP 参加に必要となるビジネス環境の改善につながる改革として、農業改革、規制・基準の緩和・策定、競争政策の執行の改革、対内直接投資を支援する規制・法制上の変更，税関の手続き・ルールの効率化、政府調達の透明性とプロセスの改善､民間企業と日本郵政等国営企業の間の対等な競争条件の確立等を挙げています。

（4）外務省は 2011 年 10 月 17 日、民主党の経済連携プロジェクトチーム（ＰＴで）の第 2 回会合に集まった約 50 人の国会義貞に rTPP 交渉の分野別状況」と題する資料を配布しました。日本が TPP 交渉に参加すべきか否かを協詩する P でですが、資料に示された 21 分野の一つ“金融サービス分野’’には、「郵政」も掲げられています。

TPP の交渉参加を検討する際に日本が考慮すべき点として、FTA（自由貿易協定）には見られないものの、日本との二国間の協議で提起されている関心事項となる「郵政と共済」に、追加的な約束を求められる場合に慎重な検討が必要であることが明記されています。

また、米韓 FTA を例に挙げて、独占的な郵便事業者として国営の韓国ポストが急送貨物サービスを提供する際に、その地位を乱用してはならない旨の規定を設けていることも強調されています。

（5）米国は日本郵政グループが民間企業に比べて有利な待遇を受けるのではとの米国・EU の懸念に対処していないと主張するとともに、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の新規事業の拡大が従来の認可性から届け出制になることにも反発しています。これについて、郵政改革法案作成に携わった当時の内閣府副大臣（郵政改革・金融担当）の大塚耕平参院議員も、相当な圧力を受けたが的外れな主張と強調しています。

（6）2011 年 12 月 14 日、米下院で TPP に関する公聴会が開かれ、米国の重要ターゲットのひとつが日本郵政であることが明らかとなりました。出席者の多くが「日本郵政問題が重要事項」と発言しています。市場関係者からは、「農業や自動車ではなく、日本郵政が本丸」という見方が強まっています。

（7）衆諌院郵政特別委員会の森山裕自民党筆頭理事は、通侶文化新報の取材に対し「われわれも金融ユニバーサルサービスを担保し、5 分社化を何とかしなければならないとの諷織は共有している。しかし、それを担保するために、政府が日本郵政の株式を 3 分の 1 超、日本郵政が金融 2 社の株式を 3 分の 1 超保有する公明党試案では、米国がもたない。今は明かせないが別の方法があると考えている」と答えています。

また、森山筆頭理事は、昨年の臨時国会の閉会後、1 台月 11 日から 17 日まで米国に出張していましたが、ジョン・カイル上院蘇員、ジム・マクダモツト下院議員ら 5 ～ 6 人の議員、キャンベル国務次官補、トム・シーハー国防次官補代理、ダニエル・ラッセンジャー NSC（国家安全保障会諌）上級部長、リオス・マランティース米通商代表部次腐らと会談した感想を「米国は日本の郵政問題に非常に関心を持っている。うまく対応しなければイコールフッティングの問題を指摘してくる」と語っています。

3、米韓 FTA からみた TPP の弊害

（1）韓国では、韓米 FTA（自由貿易協定）発効前に、郵便貯金保険法改正が制限される韓国の日刊新聞バンギョレ（1 月 5 日付）によれば、「知識経済部が郵便局保険の加入限度を 50 %に上げる改正法令は、韓米自由貿易協定（mA）に違反するという駐韓米国商工会議所（劇 C 地温・アムチヤム）の反発で撤回」したと伝えています。

知識経済部郵政事業本部は、昨年 11 月 11 日に 4000 万ウォンだった郵便局保険の加入限度を 6000 万ウォンへ、最初の年金額を年間 900 万ウォンから 1500 万ウォンに上げる内容を含む郵便局預金保険法施行規則一部改正案を立法予告し、物価上昇を考慮して、1997 年に制限されていた加入限度を増額する計画だったといいます。

アムチヤムは、郵政事業本部に「国営保険が加入限度を 50 %以上に上げると、民間保険市場を萎縮させ、特に立法予告期間が 8 日と短く、自由貿易協定の透明性条項に違反する可能性がある」という内容の抗萬書簡を送りました。

駐韓ヨーロッパ連合商工会詰所（EUCCK）も、郵政事業本部に反対意見を送り、結局、政府は郵便局保険加入限度引き上げ改正案をあきらめました。

韓米自由貿易協定の付属書『郵政事業本部の保険供給』条項には「郵政事業本部は新しい保険商品を市場に発表してはならず、既存の保険商品の加入限度引き上げは、物価上昇を反映するた桝こ必要な金額より高くないように」と明示されていまする。「韓米自由貿易協定が発効すれば、郵政事業本部が加入限度を 50 %上げる関連法の施行規則を改正することは事実上不可能」となります。

米韓 FTA では、独占的な郵便事業者として国営の韓国ポストが急送貨物サービスを提供する際に、その地位を乱用してはならない旨の規定を設けています。韓国酪農大学准教授（ユウ・キョンヒ氏）は、「米韓 FTA により、韓国ポストは新たな保険は作れない状況に陥り、金融監督庁の下で郵便貯金や保険は自由度を失ったという」と指摘しています。

●米韓椚仏における郵政分野の規定
※韓国郵政事業本部、米国郵便公社に関するもの
○急送便サービス（EXPRESS）について

1、韓国郵政事業本部

協定署名時における自由化水準の維持、独占的な郵便事業者が独占範囲外のサービスを提供する際に独占定期地位を濫用することの禁止、独占的な郵便事業者が独占郵便事業から得られる収入を民間事業者と競合する他のサービスへ割り当てることを禁止する意図についての規定。また、別途の確認書簡において、協定発効までに、韓国ポストの独占の範囲の例外に国際書類配達サービスを含むよう拡大すること。独占の範囲を客観的基準（重量、価格等）により設定すること等について規定。（日本外務省 HP）

2、米国郵便公社

米国郵便公社に対してのみ要求される事項は規定されていない。

○保険事業について

1、韓国郵政事業本部

韓国ポストの提供する保険サービスについて、附属書において、民間事業者との間で競争上の優位性を与えるべきではなく、実施可能な限り、民間事業者と同一のルールを適用することを規定。

別途の確認書簡において、韓国ポストに対し、韓国ポストの財務諸表等の検証を含めた金融監督委員会（PSC）の監督体制、保険商品広告への民間事業者と同一の認可要件の適用、変額生命保険・損害保険・退職保険を含む新商品販売の禁止、. 既存商品変更の際の PSC の勧告、限度額引き上げの際の FSC との協議及び PSC の意見書提出について規定。ただし、韓国ポストが、現在、金融機関として規制を受けない政府機関であり、将来政府機関でなくなった場合に見直し協議を行うことについても規定。（日本外務省ＨＰ）

2、米国郵便公社

※郵便公社では保険事業は扱っていない。

（2）ISD 条項

ISD 条項が入っている米国とカナダ、メキシコの北米自由貿易協定（M 椚 A）では、米企業による訴えが多発。その結果、国家主権が犯される事態がつぎつぎと引き起こされています。

カナダでは、ある神経性物質の燃料への使用を禁止していた。同様の規制は、ヨーロッパや米国のほとんどの州にあります。ところが、米国のある燃料企業が、この規制で不利益を被ったとして、ISD 条項に基づいてカナダ政府を訴えました。そして審査の結果、カナダ政府は敗訴し、巨額の賠償金を支払った上、この規制を撤廃せざるを得なくなりました。

また、ある米国の廃棄物処理業者が、カナダで処理をした廃棄物（PCB）を米国国内に輸送してリサイクルする計画を立てたところ、カナダ政府は環境上の理由から米国への廃棄物の輸出を一定期間禁止しました。これに対し、米国の廃棄物処理業者は ISD 条項に従ってカナダ政府を提訴し、カナダ政府は 823 万ドルの賠償を支払わなければならなくなりました。

メキシコでは、地方自治体がある米国企業による有事物質の埋め立て計画の危険性を考慮して、その許可を取り消しました。すると、この米国企業はメキシコ政府を訴え、1670 万ドルの賠償金をえています。

朝日新聞（2012．1．12）は、「カナダの調査機関によると、1995 年から 2010 年まで３国

間であった 66 件の申し立てのうち、米国の企業や投資家による訴えは 45 件と 7 割を占める。有害廃棄物の輸出を禁じたカナダ政府を米国の廃棄物業者が訴えた例など、カナダ政府は、米企業に対し計 1 億 5700 万カナダドル（118 億円）、メキシコ政府は計 1 億 8700 万ドル（143 億円）の賠償金を支払った。米国政府がカナダやメキシコ政府の企業に支払った例はない。豪州では、ISD 条項に対する批判が高まり、04 年に結んだ米国との FAT に盛り込むことを拒んだ。米国は環太平洋経済連携協定（TPP）にこの条項を入れようとしている。」と報じています。

ISD 条項に基づく紛争の件数は、1990 年代以降激増し、その累積件数は 200 を越えています。このため、ヨーク大学のスティーブン・ギルやロンドン大学のガス・ヴァン・ハーテンなど多くの識者が、この ISD 条項は、グローバル企業が各国の主権そして民主主義を侵害することを認めるものだ、と問題視しています。

要するに、ISD 条項とは、各国が自国民の安全、健康、福祉、環境を、自分たちの国の基準で決められなくする「治外法権」規定といえます。

四、TPP 参加は雇用破壊への道（全労連パンフより）

労働法制改憲の起点は、USTR（通商代表部）の対日要求である「年次改革要望書」でした。日本の財界を牛耳る輸出型産業を中心とした大企業は、アメリカの要求が自らの利益にもかなうとみて、労働者と国民経済を犠牲にし、多国籍企業が有利となる政策の実施を政府に求めました。そして歴代政権は、鳩山政権の初期を除けば、いずれも財界要求に忠実に「新自由主義」路線を採用し、完全雇用の政策目標を放棄し、労働の規制緩和を実施してきました。

TPP 参加により、より一層産業の空洞化が進みます。上場企業の海外現地生産比率は 2009 年時点で 17．8 %（全産業）ですが、円高を背景にさらに急増することが予想されます。海外進出の理由は、第 1 に「進出先や近隣国の需要拡大が見込まれる」77 %、「労働コストが安い」45 %、「現地顧客ニーズに応じた対応が可能」43 %等です。TPP への参加で、関税コストがなくなり、安価な労働力とマーケットへの接近が容易になるわけですから、企業の海外進出はさらに強まるでしょう。その結果、園内雇用がどうなるか。アメリカの経験が教訓となります。1994 年にカナダ・メキシコと結んだ北米自由貿易協定（MLmA）の影響について、アメリカの労働組合、邸 LCIO は、次のようにまとめています。

・多国籍企業全体としての雇用総量は減らないが、アメリカ国内雇用は減少している。
・多国籍企業の在外子会社の利益は、国内投資には回らない。
・在外子会社への部品輸出は増加せず、完成品の輸入増加となっている。
・政府の支援も受けた研究開発や技術が安易に国外に「輸出」される。

こうしてアメリカでは製造業の空洞化が進み、IT と金融に偏重した経済構造になっていきました。日本でも製造業大企業を頂点とする、裾野の広い重層下請構造ができていますから、大企業の生産拠点、が海外移転される影響は深刻です。帝国データバンクの調査によれば 2005 年から 2010 年の間でみた製造業の倒産・休廃業・解散件数は 2 万 8375 件となっています。

金型や金属部品、衣料関係の製造業を中心に、すでに大手の海外シフトによる影響が生じていますが、これが加速し、雇用の一大喪失につながる可能性があります。

NAFTA にかかわっては、メキシコの農業団体から、食料主権が脅かされているとの声明が 2010 年に出されている点も注目すべきです。広大な土地と資本力に裏打ちされた、アメリカの農業生産品はメキシコ市場を席巻。メキシコ国内の生産・販売・輸入など、全農業部門で、アメリカ多国籍企業の支配が強まり、雇用が減少しています。

農林水産省の試算によれば、日本でも TPP 参加によって農業従事者と関連産業で 340 万人の就業機会が奪われることが予翻されています。

日本では、すでに医療・福祉関係では資格取得について一定の規制をはめつつ外国人労働者を受け入れていますが、それについては資格要件の規制緩和が進められるでしょう。労働市場が自由化された中で、外資の提供する雇用機会は、おそらく今よりもかなり質の低い労働とならざるをえないと考えられます。

五、TPP 参加は日本経済を停滞させる

TPP は、日米の多国籍企業がアジア・太平洋地域で、関税ゼロ、非関税障壁もない一国境のない「自由貿易」市場を作るものです。一握りの多国籍企業が一国の総輸出額の大半を独り占めにしています。国境を越えた輸出品や輸入品の取引が、実は同じ企業内での取引、「企業内貿易」なのです。多国籍企業や大手製造販売メーカーのイオンやユニニクロなどが扱っている「激安晶」は、労働力が安価な東南アジアの「新興国」や発展途上国で製造しています。このような「激安晶」が国内に蔓延していくなら、労働力と中小企業の取引単価にダンピング・安値競争による圧力が働きます。その結果、デフレ→低貸金→購買力低下→内需縮小→海外シフト拡大→産業空洞化→デフレ、という藩循舞がいっそうひどくなります。そのうえ、「非関税障壁」の撤廃で、規制緩和政策がいっそう進み、地域・中小企業つぶしの危険があります。

その結果、貸金・労働条件の引き下げ競争の激化と混乱を生じさせます。そして格差と貧困をいっそう拡大させるでしょう。

このことは雇用の悪化、失業者の増大とともに、非正規労働者のさらなる拡大を生み、貸金水準の低下を招きます。つまり、物価が安くなっても、安くなった分の給料しかもらえなくなる、つまり消費購買力も低下するため、いっそうのデフレ不況に陥るという悪循環です。

結局私たちのくらしはちっともよくなりません。

六、TPP 参加反対、一致点での共同広げ、推進勢力を包囲しよう

菅民主党政権が 2010 年末に突然 TPP 参加を口にして以来、日増しに TPP 参加反対の世論が広がっています。とくに、野田首相が参加表明して以降、参加反知の運動は飛躍的に前進しています。

昨年 9 月の日米首脳会談の際、11 月 12 日に開催される APEC（アジア太平洋経済協力会蔑）首脳会商で、日本が TPP 交渉に参加するか否か、方針を明らかにしたことをきっかけに、民主党の国会義貞だけで、TPP 交渉参加反対を求める署名に 204 人が応じています。

毎週、全国各地で網の目のような学習会・シンポジュウム・集会やデモ、パレードなどが取り組まれています 0 大切なことは、「TPP 参加反軌の一致点であらゆる階層との対話と共同を広げることです。

ＪＡ中央会や全漁連、森林組合など、これまで共に運動したこともない諸団体との共同が広

がり、日本医師会も立ち上がっています。地域と自治体からも TPP 参加に対して、全国 44 都道府県議会、８割を超える市町村議会から「参加すべきでない」「慎重に検討するべき」と意見書か上がっています。

すでに「参加反対」の署名運動は大々的に始まっています。国民世論が政権与党と財界を包囲し、推進勢力の支持基盤を揺るがすことになれば、そう簡単に T 押参加推進はできません。中東では、民衆が政権を崩壊させています。国民の願いに背く政権は、必ず国民から見放されます。

七、TPP 参加阻止の展望

1、日本が TPP 交渉に正式参加するた桝こは、交渉参加 9 か国すべての同意が必要です。国によっては閣議決定でよい国もありますが、米国は議会の承認が必要です。米国政府は新規参加国との交渉を開始する 90 日前までに、議会に交渉開始を通知する必要があります。

2、これに先立ち、数カ月以上に及ぶとされる事前協議で入念な「資格審査」が行われます。これが、交渉参加に向けた事実上の「第一関門」となります。米国の承認は今年いっぱいかかると見られていますが、このことは、反対運動の期間はまだあるといえます。

3、米国政府や米国通商代表は相次ぐ規制緩和・自由化要求を強引に日本政府に迫ってきており、米国議会から厳しい注文が突き付けられます。今以上に TPP 参加の弊害が次々と明らかになるでしょう。国民的な運動に発展します。

4、経済・食料主権を尊重した東南アジア経済圏の発展を

自国民の「胃袋」から生命；くらし・仕事まで、すべてにわたって日本が米国の属国となる道を進むのかが問われているのです。私たちが進むべき方向は東南アジア諸国民とともに各国の主体的な関税自主権・食料主権を尊重した経済圏をめざすことではないでしょうか。

5、貸金引き上げ、内需拡大こそ日本経済再生の道

日本経済停滞の要因は大企業が人減らしと貸金抑制、正規労働者の低賃金で使い捨てのきく非正規雇用への置き換えなどによる失業増大と貸金低下が、国内消費を冷え込ませています。

企業が社会的責任を自覚し、労働者に十分な貸金を支払い、非正規労働者の待遇改善を図り、非正規の正規化などをおこなってこそ、日本経済は成長することができます。

輸出偏重で成長至上主義、エネルギー大量消費の日本経済から内需や国民生活重視、大企業の身勝手を許さないルールある社会、持続可能な経済への転換を図るためにも TPP 参加を阻止する運動が求められています。